

都市と自然が調和した コンパクトで住みやすい 福岡市で働く公衆衛生医師募集！



福岡市は、地域社会の健康を支える公衆衛生医師を求めています。医師としての経験は、福岡市民の健康増進に貢献します。専門分野や行政経験の有無に関わらず、培われた知識とスキルを活かし、福岡市の未来を共に創りましょう。

☆福岡市で公衆衛生医師として働く4つのポイント！

■ 専門分野への集約と明確なキャリアパス

福岡市は保健所を集約化し、専門性の高い分野に医師を集約配置。複数の先輩医師から直接指導を受け、感染症対策を軸とした幅広い分野でのキャリア育成が可能です。

公務員として、給与体系やキャリアパスが明確であり、安心して長期的なキャリア設計ができます。

■ ワークライフバランスの実現

ほとんどの職場で夜勤や当直はなく、ワークライフバランスを重視した働き方が可能です。

異動は福岡市内であり、生活基盤を安定させながら、様々な業務経験を積むことができます。

■ 臨床経験を活かせる多様な業務

感染症対策、精神保健、医療監視、健康増進など、多岐にわたる公衆衛生業務に携わることができます。

医師としての経験を活かし、地域社会の健康課題に取り組むことができます。

■ スキルアップを応援する研修制度

公衆衛生医師に必要な知識やスキルは、実際の業務や研修を通して習得可能。外部研修への参加支援など、スキルアップを応援する研修制度があります。

【配属先】

保健所、市役所（保健医療局，こども未来局等）や区役所（保健福祉センター）に勤務し，公衆衛生分野や地域保健福祉分野の施策の企画立案・調整，市民サービスを提供する業務に携わります。

保健所では感染症対策や健康危機管理、精神保健業務、衛生・医務薬務業務などの政令市型保健所としての事業を，各区の保健福祉センターでは地域保健・母子保健・成人保健の拠点としての様々な市民サービスを行っています。

【業務】

主な業務は次のとおりです。実際の業務内容は勤務先等により異なります。

感染症対策・健康危機管理：大規模災害時の対応、感染症対策（結核，エイズを含む）、予防接種など

精神保健福祉対策：適正医療・保護、社会参加・復帰支援、在宅福祉サービス、普及・啓発事業など

医療安全対策：医務関連業務、薬務関連業務、医療安全相談、献血推進

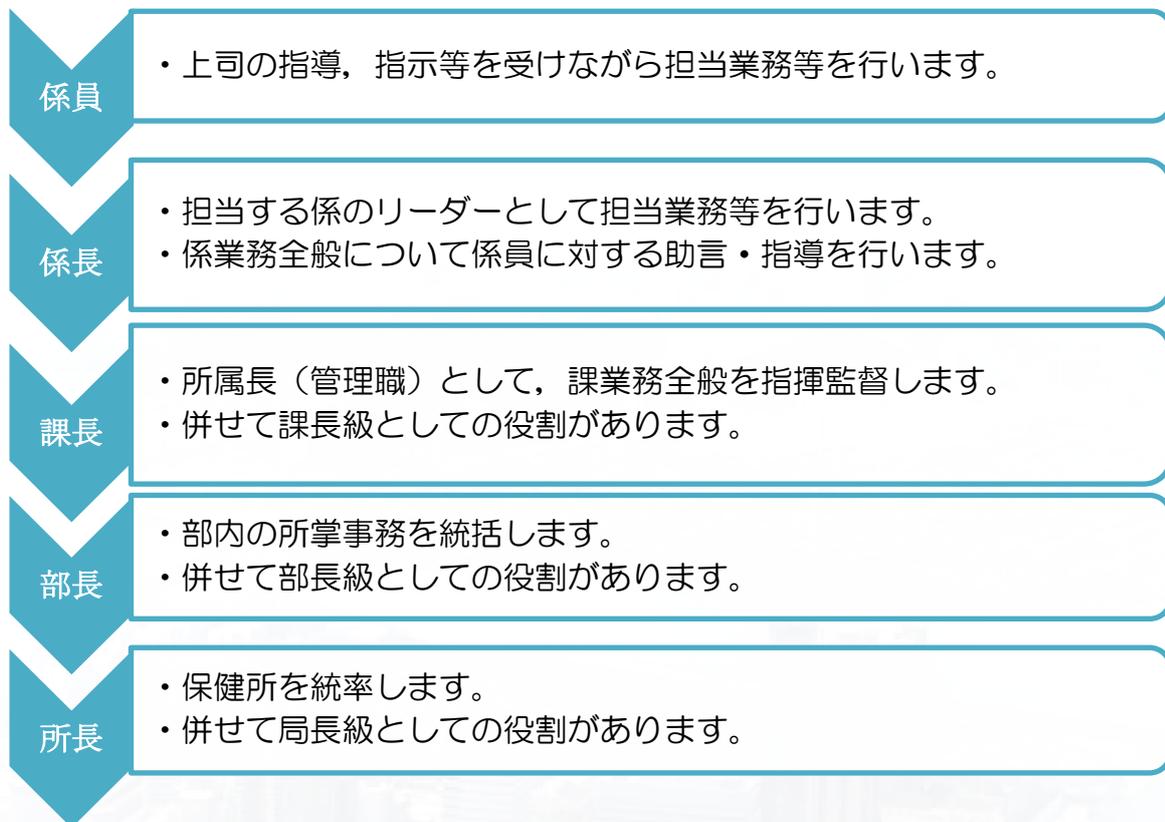
環境・食品衛生：理美容所や旅館等への法令に基づく監視・指導、飲食店や製造所等への法等に基づく監視・指導、食中毒への対応など

母子保健対策：乳幼児健診、児童虐待防止、育児支援など

成人保健対策：特定健診・特定保健指導、各種がん検診、食育推進事業、健康づくり事業など

高齢者・障がい者保健福祉：認知症対策、介護予防、地域包括ケアシステム、難病患者支援など

【キャリアパス】



※ 保健所で働く場合の例示です。各職階への昇任は、職員により異なります。原則として、係長での採用となります。ただし、経歴等により、その他の職位での採用もあります。

【医師としてのキャリアを継続・維持できる体制】

家庭環境等が変化しても、医師としてのキャリアを継続・維持できるように産前産後休暇や育児休業、育児短時間勤務などの子育て支援のための制度や、介護休暇や介護時間などの仕事と介護を両立できるための制度を設けています。

また、勤務の終わりから翌日の勤務開始までに11時間の休息時間を確保する「勤務間インターバル」や「男性職員の育児休業取得100%」など、職員のWell-beingの向上と生産性の向上の好循環を生み出す取組みを推進しています。

【研修制度】

職員研修：採用時・昇任時など、それぞれの段階で仕事に必要な知識・技術等を身につけるための必修研修や、職員の専門的知識や技能の向上を図る選択研修などがあります。

専門研修：国立保健医療科学院、国立感染症研究所、結核研究所等が主催する研修への派遣により、公衆衛生について専門的な知識や技術の修得も可能です。

専門医研修：「福岡県社会医学系専門医研修プログラム」の研修連携施設となっており、希望される方は、社会医学系専門医制度専攻医として、指導医の元、研修を行い、専門医の資格を取ることができます。

【給与・諸手当】

「福岡市職員の給与に関する条例」における「医療職給料表(1)」が適用されるため、公的医療機関に勤務する医師と比較しても、適切な額が支給されています。

初任給調整手当、期末・勤勉手当（年2回）に加え、条件や役職等に応じて、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、地域手当、管理職手当等の諸手当が支給されます。

詳細はお問い合わせください。

【休日・勤務時間】

勤務時間は原則として午前8時45分から午後5時30分まで、または午前9時15分から午後6時までです。休日は土曜日・日曜日（完全週休2日制）、祝日、年末・年始です。休日・勤務時間は、職場によって異なる場合があります。

有給休暇は、年次休暇が1年につき20日（採用日による変動あり）あり、20日間を限度として次年度に繰り越すことができます。そのほか特別休暇（夏季、忌引、ボランティア休暇など）があります。

【福利厚生】

病気やけが・出産・結婚などのときに給付を行う事業や健康診断の実施、生活や住宅取得などのための各種貸付、余暇活動の支援事業などを行っています。

宿舍等はありませんが、自身の名義でアパートなどを借り受け、一定額の家賃を支払っている場合、その家賃額に応じて住居手当が支給されます。

【保健所に勤務する医師の1週間（イメージ）】

曜日	午前8時45分～正午	午後1時～午後5時30分	時間外
月	打ち合わせ 前週からの対応継続例、週末に発生した感染症について担当者と協議	社会福祉施設指導 感染性胃腸炎、新型コロナウイルス感染症が集団発生した施設での現地指導	面談 係員との面談
火	HIV・性感染症検査 HIV や梅毒検査、クラミジア検査の結果説明	打ち合わせ 新たに発生した感染症について担当者と協議	結核診査会 診査委員による公費負担医療の内容の診査
水	HIV・性感染症検査 HIV や梅毒検査、クラミジア検査の結果説明	社会福祉施設指導 感染性胃腸炎、新型コロナウイルス感染症が集団発生した施設での現地指導	
木	打ち合わせ 様々な事業や講習会の実施に向けて担当者と協議	胸写読影 所内で撮影した胸写読影と紹介状の作成	資料作成等 情報の収集や各種資料・書類の作成
金	課内会議 課内の検討事項について課長と係長らで会議	感染症対策カンファレンス 感染症対策向上加算 1 の病院で開催される定期的なカンファレンスに参加	
		医療機関立ち入り検査 関係課とともに実施する管内の医療機関への定期立ち入り検査	

※ 実際のスケジュールは、週、勤務先等により異なります。

【Q&A】～よくある質問にお答えします～

Q：福岡市には何人の公衆衛生医師がいますか？

A：令和7年4月1日現在、保健所と市役所などに13名が勤務しています（産業医を含む）。

Q：どんな仕事をするのでしょうか？

A：地域の健康課題に取り組むため、政策の企画立案や関係機関との連携などを行います。また、医師として健診や感染症対策、医療機関への指導なども行います。

Q：女性の医師はいますか？

A：はい、8名の女性医師が活躍しています。（令和7年4月1日現在）

Q：転勤はありますか？

A：数年ごとの異動はありますが、福岡市内のみです。どの勤務場所も駅からアクセスしやすい場所にあります。

Q：公衆衛生の経験がなくても大丈夫ですか？

A：もちろん大丈夫です。福岡市では、様々な専門分野の医師が活躍しています。必要な知識は研修で習得できますし、これまでの経験も活かれます。臨床経験で培ったリーダーシップも発揮できます。

Q：中途採用でも不利になりませんか？

A：卒後年数に応じて給与や待遇を考慮しますので、不利になることはありません。

Q：土日や夜間の勤務はありますか？

A：研修や緊急時には、年に数回土日や夜間勤務があります。その場合は、平日に代休を取得できます。

Q：学会や研修に参加できますか？

A：学会等への参加費用の補助制度があります。研修日は特に設けていませんが、スキルアップを支援します。

Q：見学はできますか？

A：可能です。下記までご連絡ください。

※見学の際は、氏名、年齢、簡単なプロフィールをお伺いします。

【問い合わせ先】

福岡市保健医療局健康医療部地域医療課

TEL：092-711-4264

FAX：092-733-5535

E-mail：chiikiiryu.PHWB@city.fukuoka.lg.jp

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号(市役所12階)